

論 説

流動的な集団代表の実現に向けて (2) ——アイリス・M・ヤングの批判的再検討——

大 場 優 志

目次

序論

- 第1節 本稿の問題意識
- 第2節 先行研究整理
- 第3節 本稿の構成

第1章 ヤングの議論とその再検討

- 第1節 ヤングの集団代表論
- 第2節 ヤングに対する批判
- 第3節 ヤングによる「応答」 (以上、295号)
- 第4節 ヤングの課題と本稿の立場

第2章 抑圧の基準の再検討

- 第1節 抑圧概念の発展
- 第2節 ヤングの基準とその課題
- 第3節 抑圧の単一理論的アプローチ (以上、本号)
- 第4節 「トランスジェンダー」への適用
- 第5節 基準の限界——政治的論争の必然性

第3章 集団代表を流動化する

- 第1節 「差延」としての代表と「主張」としての代表
- 第2節 活動家と集団代表制
- 第3節 「流動的な集団代表」の構想

結論

- 第1節 本稿の結論
- 第2節 本稿の含意
- 第3節 今後の研究課題

第4節 ヤングの課題と本稿の立場

本節では、以上の議論を踏まえて、ヤングの議論の意義を確認しつつも、依然として残されている課題を指摘する。そして、その課題に取り組むものとして、「流動的な集団代表」という本稿の立場を提示する。第一に、本章の第2節で確認したような批判に対して、ヤング自身が「応答」していたかどうかを論じる。第3節では、ヤングの議論には流動的な集団観も見出せること、後期には抑圧をめぐる政治的論争についても論じられているということを確認した。それらを踏まえると、ヤングは本質主義や「憲法制定会議」の問題に取り組んでいると指摘できる。ところが、彼女の議論だけでは、依然として課題が残っている。よって第二に、その課題として、集団代表制の構想と集団の流動性との整合性の問題、具体的制度の検討の不十分さを指摘する。第三に、これらの課題に取り組むものとして、「流動的な集団代表」という本稿の立場を示す。これは、「被抑圧的集団」が常に流動的であるような集団代表の構想であり、本質主義を回避しつつ抑圧に取り組むことを目指している。

1. 批判に対するヤングの「応答」の成否

第2節で指摘したとおり、ヤングの前期の議論には複数の問題点があった。第一に、集団の生成変化が十分に論じられていないことである。第二に、被抑圧的集団がどのように定められたり変化したりするのかが論じられていないことである。本項では、第3節で確認したヤングの後期の議論が、これらの問題点に対して「応答」していたか否かを検討する。

まず、ヤングは、「連なり」という概念を導入し、狭義の「集団」とその前提となる「連なり」とを区別することによって、集団がどのように生成するのかを論じていた。この見方が、ムフが指摘していた本質主義の問題を抱えているかどうか、確認しよう。

ヤングの「連なりとしてのジェンダー」という議論に対しても、本質主義的であるとの批判が寄せられている。ここではアリソン・ストーン (Alison Stone) の議論を参照しよう (Stone 2004)。彼女によれば、ヤングのアプローチは、本質主義の問題を抱えている。なぜなら、ヤングの議論において、「連なり」に含まれる対象や現実は、内容は文脈によって異な

るものの¹⁾、特定の統一的な特徴を共有しているからである (Stone 2004: 145)。それゆえ、ストーンは、ジュディス・バトラーの議論を参照しつつ、「系譜をもつもの」(having a genealogy)として女性を捉えなおす。女性は、女性性としての特徴を共有しているわけではない。すべての女性は、女性性の既存の文化的構築物を引き継ぎ、また再解釈することによって、女性となる (Stone 2004: 153)。そして、女性たちは、統一的な集団を形成するのではなく、女性性についての部分的かつ多元的に重なり合う解釈によって繋がっているのである (Stone 2004: 150)。

たしかに、本質主義からより離れるために再解釈を重視するストーンの議論は重要である。しかし、ストーンの議論に対してはいくつかの疑問点を指摘できる。第一に、ストーンという「系譜」のみでは、ヤングが論じた「連なり」という概念が持っていた意義が欠落してしまうのではないかという点である。アラシア・ヌティは、ストーンの議論に一定の意義を認めながらも、彼女の議論はヤングの議論にあった要点を欠落させているのではないかと指摘している。ヌティによれば、ストーンの議論は、女性たちが苦しんでいる不正義がカテゴリーとしての女性と関連している、という点を見落としている (Nuti 2019: 95)。ストーンのように、個々の女性が女性性の定義を選び取るという側面を捉えるだけでは不十分である。しばしば不正である女性性の定義によって女性たちが位置づけられ、制約されるという側面も重要であり、ヤングの議論はそれに焦点を当てていたのである。このような、「連なり」という概念の意義は、他の事例に焦点を当てることによっても見えてくる。ストーンという「系譜」は、当該の人びとが歴史的に明確なアイデンティティを持っており、他者からもそのような人びととしてみなされてきたことを前提としている。ところが、焦点を当てる人びとによっては、当該の人びとが解釈されてきた「系譜」を辿ることが難しい場合もある。例えば、同性愛者は、19世紀に医学的に概念化されるまでは、そのような人びととしてみなされてこなかった (Weeks 1977)。また、「トランスジェンダー」が既存の男女二元論的なジェ

1) ヤングは、女性のジェンダーが構築されるような「実践的惰性態の現実性」として、強制的異性愛と性的分業を挙げている (Young 1997: 28-29)。ストーンの批判は、このように特徴を特定することに対するものである。ただし、強制的異性愛や性的分業の内容が同一とは限らないという点は、ヤング自身によって指摘されている (Young 2005: 23-24)。

ンダー秩序の外部であったように、既存の支配的な秩序から排除されている存在は、このアプローチからでは捉え難いかもしれない。「トランスジェンダー」であれ「性同一性障害者」であれ、特定の概念化をされた後にはその「系譜」を語るができる。しかし、その段階に至る前の段階から、集団のもとになるような共通の状況は経験されている。そのような状況やそこでの抑圧を捉えるためには、ヤングのいう「連なり」の方が有効であろう。「連なり」において、人びとは受動的に特定の状況を経験している。集団としての自己意識や概念化に至る前段階においては、このような受動性という側面が重要なのである。

第二の疑問点は、ストーンのいう「系譜」は、ヤングのいう「連なり」とは両立不可能なものではなく、むしろ、狭義の「集団」が生成変化する場面ではその両者が重要なのではないか、ということである。ここで、ヤングの「連なり」と狭義の「集団」との区別が再び重要になってくる。狭義の「集団」は、「連なり」をある特定の方法で解釈する。ところが、「集団」は、「連なり」を完全に表象／代表することができない。「連なり」には、「集団」によって解釈された現実も、まだ解釈が行われていない現実も含まれている。狭義の「集団」は、「連なり」の一部をもとにして構築された、限界を抱えた暫定的なものなのである。それゆえ、ヤングの議論は、別の「集団」や「集団」内部の構成員の間で「連なり」について再解釈が行われる可能性を否定しているわけではない。このように考えると、ストーンの「系譜」という概念を、ヤングの「連なり」と狭義の「集団」との間の段階に組み込むことができる。まず、一部を表象／代表することはできるが、すべてを表象／代表することができないような「連なり」がある。次に、人びとが「連なり」の一部を解釈・再解釈したものが「系譜」である。そして人びとは、「系譜」に基づいて、自己を特定の概念化された存在へと同一化させる。そのような人びとが互いの存在を認めて集まることによって、自己意識的な狭義の「集団」が生成される。生成された狭義の「集団」は、「連なり」の別の側面を参照した人びとと相互作用し、「系譜」をさらに再解釈・構築することができる。その結果として、狭義の「集団」の範囲は変化しうるし、新たに「集団」が生じることもありうる。

以上のように考えると、このようなヤングの集団観は、本質主義であるとの批判には当たらないように思われる。この捉え方であれば、狭義の「集

団」は常に暫定的であり、変化の可能性に開かれている。この捉え方は、ラクラウとムフが論じているような、現在は排除されており意識されていない「異質なもの」の現れを視野に含めている (Laclau and Mouffe 2001=2012)。たしかに、山田竜作と田村哲樹が指摘しているように、この議論はラクラウらの立場とそこまで距離はないだろう (山田 2015; 田村 2009)。

次に、ヤングが社会運動の活動家の役割の重要性を指摘していたことについて検討しよう。社会運動は、先述の集団の捉えなおしと関連する。ヤングは、「連なりとしてのジェンダー」における議論で、フェミニストの立ち位置を論じていた。そこから示唆されるのは、自己意識的な狭義の「集団」の一部が社会運動となり、自分たちの背景となっている「連なり」について表象／代表を行うということである。社会運動の活動家は、一見すると、しばしば本質主義的な主張を行っているように見える。しかし、活動家が「連なり」の解釈・再解釈を行っていることに留意すれば、表象／代表のプロセスにおいて、「集団」は非固定的で変化しうるものと言える²⁾。また、活動家によって行われる主張は、被抑圧的集団として認められるか否かをめぐる議論にも貢献する。「熟議的デモクラシーへの活動家的挑戦」では、構造的不正義の是正を求めることはもちろん、そもそも構造的不正義が存在することを他者に説得するという活動家の役割が提示されていた。これは、1990年代初めのヤングの議論ではあまり論じられていなかった、抑圧が他者に認められる以前の政治的論争に焦点を当てた議論だと言えるだろう。

最後に、特に『正義への責任』で行われた、構造的不正義の議論について検討しよう。社会運動の活動家に関する議論と同様に、この議論も被抑圧的集団の生成と変化について、また被抑圧的集団が定まる以前の政治的論争を扱ったものだと指摘できるだろう。ここでヤングは、マイケル・ケニーが指摘していた「憲法制定議会」のような問題に取り組んでいる。構造的不正義は非常に複雑な社会構造のなかで生じるゆえに、その責任の所在を容易に特定することはできない。ヤングは、「社会的つながりモデル」

2) 黒人女性の特有の状況を分析する交差性の議論が反人種差別運動や女性運動のなかで発展してきたことは、活発な社会運動のなかで集団に対する認識が変化する一例と言えよう (Cooper 2016)。また、レズビアンも女性運動と同性愛解放運動の双方で不可視化されてきたが、レズビアン特有の問題に取り組もうと試みたのも社会運動であった (河口 2003: 12-14)。

のなかで、そのような議論を政治化することを重視する³⁾。どのような構造的不正義があるのか、またその責任の配分に関して、人びとの間には分断がある。ヤングによれば、その責任を特定するためには、まずそのような分断の存在自体を明らかにすることが重要である。

以上のように、ヤングの後期の議論は、集団の生成と変化に関する批判にも、被抑圧の集団をめぐる政治的論争という批判にも、「応答」していると言えるだろう。

2. 依然として残っている課題

しかし、以上のような議論を踏まえたとしても、依然として課題は残っているように思われる。ここでは、それらの課題を指摘する。

第一に、集団代表制と集団の流動性とのジレンマについてである。ヤングの議論には、集団の構築を語り、集団を流動的なものとして捉える側面がある。批判に「応答」という点では、これらの側面を肯定することができる。しかし同時に、集団代表制に関するより制度的な議論と両立できるのだろうか、という疑問が生じる。集団代表制は、代表されるべき集団の「視座」を想定していた。集団が流動的であり、その「視座」も流動的だとすれば、集団代表制はどのような形態になりうるのだろうか。

後期の議論では、そもそも集団代表制についてあまり論じられていない。決して、ヤングが後期の議論において、集団的なものへの関心を失ったというわけではない。例えば、論文「生きられた身体対ジェンダー——社会的構造と主体性についての考察」(“Lived Body vs. Gender: Reflections on Social Structure and Subjectivity”)において、ヤングは以下のように論じている。彼女は、トリル・モイ (Toril Moi) の議論を引用している。モイは、ジェンダーという概念を放棄し、その代わりに「生きられた身体」という概念を用いる。そうすることによって、本質主義に陥ることなくさまざまな女性と男性の社会的経験を理論化できると主張する。もし仮に、フェミ

3) このようなヤングの議論に対しては、道徳的責任の範囲を狭く捉えすぎているとの批判もある。ヤングは、『正義への責任』のなかで、構造的不正義の問題に対して、一部の行為主体に帰責される道徳的責任ではなく、すべての行為主体に共有される政治的責任という観点から取り組む。だが、アラシア・ヌティは、いくつかの行為主体 (国家など) は、構造的プロセスに影響を及ぼす重要な能力を持っているため、道徳的責任があると指摘する。彼女によれば、ヤングはどのような行為主体のタイプの違いを見過している (Nuti 2019: 185-187)。

ニズムとクエア理論がアイデンティティや主体性の問題のみについて語るものであると仮定した場合には、ヤングもこれに同意する。しかし、フェミニズムとクエア理論は社会批判のプロジェクトでもある (Young 2005: 19)。人びとを位置づける社会構造を説明するためには、ジェンダーの概念がなくてはならない (Young 2005: 21)。このように、彼女は後期においても、集団の存在や社会構造の変革に関心を持ち続けており、そのことは『正義への責任』での議論にも表れている。しかし、具体的に集団代表制の構想が検討されることはない。流動的な集団観と集団代表制をどのように両立させるのかという問題は、依然として残っているのである。

第二に、より広範な集団構成員と社会運動の活動家との乖離の可能性、そして活動家が政治においてどの程度の役割を果たすべきなのかという論点である。自己意識的な狭義の「集団」に着目することで、たしかに本質主義批判には「応答」できるように思われる。しかし、もし活動家のような一部の人びとのみを政治における行為者として想定することになってしまうとすれば、問題がある。というのも、活動家が必ずしもより広範な集団の「視座」を反映しているとは限らないからである。

集団代表制は、そもそも集団の「視座」を包摂することを目的としていた (Young 2000: 144)。しかし、実際には誰がどのように政治の場に参入するのか、考慮する必要がある。活動家が集団の「視座」を共有している場合には、そのような活動家が包摂されれば集団代表制はその目的を果たしたことになる。ところが、活動家が持つ「視座」と他の集団構成員が持つ「視座」が乖離している場合には、集団の「視座」が包摂されたとは言いがたいだろう。そのような場合には、強い自己意識を持つ社会運動の活動家だけでなく、より広範な集団構成員が「視座」の表出を行うような集団代表制が求められることになる。

これは、代表関係の望ましさをめぐる問題として捉えることができる。狭義の「集団」とはなっていない「連なり」としての人びとと、部分的な狭義の「集団」としての活動家との間に、適切な代表関係があるかどうかという問題である。活動家が政治的論争において重要な役割を果たすとしても、活動家はその集団を適切に表象／代表していないとすれば、その役割を単純に肯定することはできない。

この問題を考慮するためには、集団代表制が具体的にどのような制度で

あり、どのように集団の代表者が選出されるのかという点も重要となる。その集団の代表者は、集団構成員だけによって決められるのか、社会全体で決められるのか。選挙によって決められるのか、抽選が行われるのか。それらの決定プロセスのなかで、代表者と被代表者がどのような関係にあるのかという点にも留意する必要がある。また、交差性や集団内部の差異にはどのように対応するのかという論点もある。

このように、この問題にはまだ検討する余地がある。そこで、本稿は、この問題をより深く検討することによって、ヤングの前期と後期の両方の議論を踏まえた、より発展した構想を示したいと考えている。本稿は、それを「流動的な集団代表」と呼ぶことにしたい。第3章第1節で論じるように、ヤングは「差延」として代表を捉えなおしていたが、本稿は近年の構築主義的代表的議論も踏まえる。そして、集団代表を構築主義的な主張を「正統化」するプロセスとして捉えることを提示したい。また、政治的論争の場を循環的に問い直し、また複数化することで⁴⁾、集団の流動性を保ちつつ、幅広い「視座」を表出させる。そうすることで、デモクラシーを深化させ、より望ましい政治的決定を実現させることができると考えられる。とはいえ、これらの他にも残存している課題がある。

第三の課題は、抑圧の基準についてである。ヤングは、前期の議論において、抑圧という概念を重要視し、それを判定する基準を提示した。ところが、後期の議論では、抑圧の基準はほとんど論じられていない。この議論の変化を、どのように考えればよいのだろうか。

ここで、基準以前の問題として、「抑圧」と「構造的不正義」との関係に言及する必要がある。抑圧概念は「構造的不正義」という概念によって置き換えられたのか。それとも、別の概念なのであろうか。前期の議論でも、後期の議論と同様に、「抑圧」は構造的であるという性質を持っていた。また、後期の議論でも、「構造的不正義」について語る際には、前期の議論と同様に、「抑圧」を論じたマリリン・フライが引用されている。それゆえ、本稿が見るところ、この二つの概念は類似している。ただし、ヤングの議論の変化を考慮すると、そのニュアンスの違いは読み取れる。「抑圧」が論じられていた前期の文献では、被抑圧的集団という特定の人びとに向

4) 政治的な場を複数化する必要性については、第3章第3節で言及する。

けられた危害あるいは不正義が問題視され、それゆえに、特定の人びとを指定して代表するという集団代表制が提唱されていた。具体的には、女性や同性愛者などの特定の集団が列挙されている。それに対して、「構造的不正義」という用語が用いられる後期の文献では、より特定されにくい人びとが被っている危害や不正義に焦点が当たっている。具体的には、シングルマザーであることや貧困であることなど、多くの要因の積み重ねによって不遇な立場に置かれている事例である。この二つの用語のうち、どちらを使うべきなのかということは、さらに考える必要がある。

基準に関する議論に戻ろう。本章の第1節でも確認したように、ヤングの前期の議論では抑圧の基準が提示されていた。しかし、後期の議論では、抑圧に対応する位置にある「構造的不正義」に関して、その基準は論じられていない。基準について語らなくなったことには、肯定的な側面もある。基準を固定的に定めることは、第2節でも指摘したように、その基準に該当しない人びとを排除することになるからである。しかし、そもそも基準が存在しなければ、集団代表制などの措置によって、抑圧あるいは構造的不正義を被る人びとの「視座」を政治的な場に包摂することはできない。このような基準に伴う包摂と排除という二面性は、もう一つのジレンマと言えるだろう。このジレンマについても、さらに深く検討する必要がある。

第四の課題は根源的排除についてである。本章の第2節第4項で指摘したとおり、既存の枠組みのなかで、被抑圧的集団の側にも特権的集団の側にも表象／代表されていないような「外部」が存在する。ラクラウとムフが論じていたような、「抑圧関係」となる以前の「従属化の関係」にどのように取り組むのかという点である。この点に関して、ヤングが提示した「連なり」という捉え方は重要である。「連なり」は、決して完全には表象／代表されることのない現実を含んでいる。この「連なり」から狭義の「集団」が生成されるプロセス、特にその「連なり」に言及する狭義の「集団」がまだ存在しないような段階を、さらに検討する必要がある。これは、ストーンの用語を用いるならば、「系譜」がまだ十分に存在していないような段階である。「系譜」が既存の秩序のなかに存在する場合、人びとはそれに基づいて狭義の集団を構成できるし、「系譜」を再解釈することもできる。しかし、そもそも「系譜」がない場合はどうなのだろうか。これは、抑圧をめぐる政治的論争が開始されるための前提をめぐる問題である。人

びとが何らかの危害や不正義を被っていたとしても、その代表者となりうる狭義の「集団」が存在しないという状況を想定することができる。狭義の「集団」が存在しなければ、当該のびとが代表されるべきであるという主張自体が、そもそも存在しないのではないか。このような表象／代表の限界にどのように向き合うのか、考慮されていない抑圧をどのように明確化しうるのか、そのための制度的な措置はいかなるものかという点の検討は、ヤングの議論では十分に行われていない。

最後に、具体的な制度構想についてである。前期の議論では、集団代表制の構想が明確に述べられていた。『包摂とデモクラシー』においては、比例代表制やクオータ制など、具体的な代表制度の比較検討も行われていた（Young 2000: Chap. 4）。ところが、より後期の議論では、このような具体的な制度構想に関する議論は行われていない。また、前期の議論でも、制度構想は依然として抽象的なものにとどまっている。もちろん、それぞれの政治状況や文脈の違いを考慮すれば、導入することが望ましい制度について具体的に語ることは困難である⁵⁾。それゆえ、あくまでも理論レベルでの議論にとどまるだろうし、そのレベルにとどまるべきかもしれない。しかし、批判理論として現実の政治の在り方を批判し、より望ましい政治の在り方を示すという観点からすれば、新たな政治の構想を具体化することは意義があるだろう。本稿では、この点にも取り組む必要がある。

3. 本稿の立場

本稿が行うべきことは、以下のとおりである。つまり、後期ヤングの議論を踏まえつつ、前期ヤングが論じていた集団代表制の具体的な制度構想を論じなおすことである。暫定的なものとして捉えられた被抑圧の集団を、複数化された政治的な場で、問い直し続ける。そのようなプロセスを構想し制度化することによって、本質主義を避けながら、集団代表制の政治的有用性を実現できるのではないか。また、本稿は、被抑圧的集団の基準の再検討も行う。これらの議論を通じて、以上で述べた課題に取り組むこととしたい。

5) 例えば、ナンシー・フレイザーは、ヤングが提示した社会集団の概念は、特殊アメリカ的に理解されており、適用可能性に限界があると指摘している（Fraser 1997: 196-197=2003: 298-299）。

本稿の立場に対しては、流動性と具体的な代表制度の構想との間に矛盾があるのではないか、という批判がありうる。しかし、必ずしもそのような制度構想の提示が不可能であるとは言い切れない。一見すると制度化が困難であるような理論の制度化を試みる研究も存在する。ここでは、闘技的デモクラシーの制度化に関する議論を取り上げよう。

マリー・パクストン (Marie Paxton) によれば、闘技的デモクラシーは、政治的論争、偶発性、必然的な相互依存性という三つの原則を中心とした議論である (Paxton 2020: 11)。この議論に対しては、制度に結びついていないという「制度的赤字」(institutional deficit) が指摘されてきた。制度と闘技的論争との間には緊張関係があり、また、闘技的デモクラシーの原則の一つである偶発性にとって、制度は障壁となりうる (Paxton 2020: 87-88)。しかし、パクストンは、闘技的な制度を発展させることを試みる。彼女によれば、闘技的な制度を発展させることは、闘技的デモクラシーの理論が現代政治における困難に取り組めることを示すために、必要不可欠である。闘技的デモクラシーには、現代のデモクラシーの問題にとって重要なポテンシャルがある。闘技的デモクラシーの制度化は、政治制度を向上させ、闘技理論を強化させるという、二重の利点をもつのである (Paxton 2020: 91)。それゆえに彼女は、そのような制度をさらに発展させようとする。このように、パクストンは、一見すると不可能に思える闘技的デモクラシーの制度化という課題に取り組んでいる。

本稿が行う「流動的な集団代表」の制度化も、闘技的デモクラシーの制度化と同様に、一見すると矛盾を抱えているように思われる。しかし、本稿は、そのような制度化は可能であると考え、その構想を試みる。そして、そのような制度構想は、集団代表の理論にとっても、具体的な政治制度の議論にとっても、意義があるだろう。

よって本稿は、構築的なものとして集団を捉えつつ、抑圧されているとみなされるべき集団 (つまり、代表されるべき集団) を特定するためのより流動的 (かつ政治的) な基準を探究する。しかし、なぜ前期のヤングが論じていた「抑圧」という概念を用いるのか。この点について、第一に「構造的不正義」という概念と比較して、第二に他の論者による概念と比較して、理由を述べたい。

第一に、「構造的不正義」ではなく「抑圧」という概念を用いる理由で

ある。これは、さらに二つの理由に区分することができる。まず、本稿の問題意識ゆえに、集団代表制の対象として人びとを特定するという意味合いを含むためである。ヤングの議論において、「抑圧」と「構造的不正義」は意味が類似している。しかし、「抑圧」の方が、それを被っている人びとがある程度特定されるというニュアンスがあるように思われる。これは、不完全でありながらも暫定的に被抑圧的集団を特定するという本稿の問題意識により合致している。それゆえに本稿では、「抑圧」という用語を用いる。次に、本稿の第二章で検討するように、ヤング以外の論者によって、「抑圧」という概念が洗練されているからである。本稿は、それらの議論を検討することによって、「抑圧」の基準をさらに適切に捉えることができると考えている。とはいえ、本稿は、後期のヤングが論じた「構造的不正義」とほとんど互換的な概念として「抑圧」概念を捉えている。

第二に、他の概念と比べた場合の「抑圧」概念の有用性として、インフォーマルな不正義も含む、より幅広い不正義を被っている人びとの状況を指す概念であることが挙げられる。近年には、構造的不正義だけではなく、他の概念も提起されている。例えば、アラシア・ヌティの議論を参照しよう。彼女は、「歴史的－構造的不正義」(historical-structural injustice) という概念を提起している。これは、以下のように定義される。

たとえ不正義の元来の形態が終わったように見えうるとしても、過去に始まり異なる様式で再生産されているような、異なって位置づけられた人びとの間の非対称性を持続させる不正な社会的－構造的プロセス (Nuti 2019: 44)

彼女は、このような「歴史的－構造的不正義」を被っている集団を、「歴史的－構造的集団」(historical-structural groups)と呼ぶ。このような集団は、フォーマルな差別や排除という体系的な不正義の歴史によって特徴づけられている (Nuti 2019: 60)。ここでいう不正義の歴史は、社会によって非難されて現在は不正義であったと認められているにもかかわらず、他の手段を通じて再生産されているような差別や排除を指す。これに対して、「非歴史的－構造的集団」(non-historical structural groups) は、単独では不正義ではないが結果的に不正な状況を生むような、多くの合法的な行動、

決定、そして規則の蓄積によって形成されるものとして定義される (Nuti 2019: 64)。この「非歴史的-構造的集団」は、ヤングが論じていた構造的不正義を被っている人びとに該当するだろう。

ヌティの議論は、「歴史的-構造的不正義」と「歴史的-構造的集団」の概念化に焦点を絞っている。それゆえ、彼女の議論は、ヤングと比べて、フォーマルな排除や差別の歴史の有無を重視している。たしかに、このような「歴史的-構造的不正義」に取り組む必要があることは明白である。しかし、本稿の問題関心からすると、この概念の範囲は狭すぎる。というのも、フォーマルな排除や差別の歴史があるという前提に対して、以下の二つの問題が存在すると指摘しうるからである。

まず、「歴史的-構造的不正義」という概念はフォーマルな不正義を前提とするが、インフォーマルな構造や実践によって生じる不正義も対処される必要がある、ということである。例えば、インフォーマルな規範やルールによって、ジェンダー規範が強制されることが指摘されている (Waylen 2017)。フォーマルな排除や差別だけではなく、女性あるいは男性に対する暗黙の想定や、男女二元論的なジェンダー秩序などから、差別や排除、制約や障壁が生じている。また、ヤングが『正義への責任』で検討しているようなより複雑な不正義にも取り組むべきだとすれば、「歴史的-構造的不正義」という概念では限界があるだろう。

次に、「歴史的-構造的不正義」という概念は、社会から不正義と認識された歴史を前提にしているという点で、限定的である。この概念は、現在でも社会において不正義と認識されていない不正義には対応することができない。特に本稿にとっては、政治的に取り組まれるべき不正義であるにもかかわらず、現時点では依然として社会全体から不正義とみなされていないような事柄が存在しうる、ということが重要である。そのような場合、同じ社会状況を、ある人びとは不正義だと考え、別の人びとはそうだとは考えていない。このような段階でこそ、「何が政治によって取り組まれるべきか」「誰が代表されるべきか」に関する対立、政治的論争が存在する。本稿は、このような段階にこそ焦点を当てたい。それゆえ、より広く、「非歴史的-構造的集団」の内容を含むものとして「抑圧」概念を取り上げ、さらに検討する。

第2章 抑圧の基準の再検討

本章は、抑圧の基準を再検討することを目的とする。第1節では、抑圧を再検討する必要性を指摘したうえで、抑圧概念がどのように論じられてきたのかを確認する。第2節では、改めてアイリス・M・ヤングの抑圧の基準を参照し、その基準の特徴を指摘する。さらに、彼女が提示した基準だけでは課題があることも指摘する。第3節では、ヤングとは異なるアプローチとして、抑圧の単一理論的アプローチを検討する。本稿は、この立場からの議論としてマリリン・フライとアン・カッドを検討し、それぞれの抑圧の基準の問題点を指摘しつつ、批判的に検討する。加えて、ピーター・ヒギンズ（Peter Higgins）が提示した異なる方向性での抑圧の基準を、レイウイン・コンネル（Raewyn Connell）の議論と照らし合わせることで、抑圧をめぐる議論において有益な観点を提示する。それは、抑圧ではない危害や制約を説明しつつ、「特権的集団」の内部の複数の「視座」を明らかにし、構造を変革するための戦略に寄与しうる。第4節では、ヤングの基準と単一理論的アプローチに基づく基準とを組み合わせることを主張する。そして、「トランスジェンダー」の事例を用いて、どのようにその基準が適用され、抑圧の主張の正当化が行われうるかを示す。しかし、如何なる基準を提示したとしても、依然として抑圧の基準には限界がある。それは、特定の人びとの状況が抑圧の基準に該当するか否かは、政治的論争の対象であり続けるということである。それゆえ、第5節で、抑圧の主張がどのように受け容れられ、被抑圧的集団が暫定的に定められるかというプロセスを論じる必要性があることを指摘する。

第1節 抑圧概念の発展

本節では、抑圧の基準を再検討するための前提として、抑圧概念がどのように発展してきたのか、確認する。第一に、そもそも本稿が抑圧の基準を再検討する必要性は何か、という点について説明する。第二に、抑圧概念の用いられ方や意味合いの変遷を確認する。第三に、抑圧概念の古典的な理論として、マリリン・フライの議論を検討する。

1. 抑圧の基準を再検討する必要性

まず、改めて被抑圧的集団の基準を再検討する必要性があることを指摘しておきたい。その理由として、以下の三点が挙げられる。

第一に、ヤングの議論の変化に対応する必要があるからである。ヤングの抑圧の基準は、1990年の『正義と差異の政治』において提起されたものである。第1章第3節で確認したとおり、ヤングはその議論に対する本質主義批判を踏まえつつ、より流動的な集団観を論じ、また後期には、抑圧に関する政治的論争が存在することを指摘していた。ところが、ヤング自身は、このような変化を踏まえて抑圧の基準を論じなおすことはなかった。例えば、『正義への責任』において、ヤングは構造的不正義の責任をめぐる政治的論争を論じている。しかし、そもそも何が構造的不正義であるかという点が問われうる。この点について、ヤングは構造的不正義を被っている人びとの基準を述べているわけではない⁶⁾。さらに、序論でも指摘したように、特に現代では、さまざまな人びとが「抑圧されている」と主張している状況である。それを踏まえると、そもそも何を抑圧あるいは構造的不正義とみなすべきなのかを論じる必要がある。それゆえ、本章は、ヤングが論じた流動的な集団観を踏まえつつ、被抑圧的集団の基準の再検討を行い、抑圧の主張やそれに関する政治的議論の指針を提示することを試みる。

第二に、何が抑圧なのかという点は、政治や代表について語る際にも重要になるからである。ヤングのように、抑圧に取り組むものとして政治を捉えるのであれば、抑圧がどのようなものであるかという論点を避けて通ることはできない。代表に関しても同様である。抑圧という観点から代表を論じるのであれば、抑圧が何であるかという点を問わねばならない。

第三に、抑圧の基準に関して、ヤングとは異なるアプローチをとる論者が存在していることも、抑圧の基準を再検討すべき理由の一つである。例えば、本章第3節で検討するように、アン・カッドは、抑圧を単一的な理

6) ヤングは、『正義への責任』において、権力、特権、利害関心、集団の能力という四つの要素を提示していた (Young 2011: 144-147=214-219)。しかし、これらは「構造的不正義」に対する責任の配分を判断するものである。特定の制度や危害や制約が「構造的不正義」として認められるか否かの基準ではない。ゆえに、何が政治的に扱われるべき抑圧であり、誰が被抑圧者であるかという点について、さらに検討する必要がある。

論で捉えようとする。本稿では、そのような立場を「単一理論的アプローチ」と呼び、それらの論者が提示する基準を取り上げ、批判的に検討する。

抑圧の基準を比較検討するという研究は依然として限られているものの、重要な先行研究として、レイチェル・ダイアン・バスカラ (Rachelle Dyanne Bascara) の議論がある (Bascara 2020)⁷⁾。彼女は、ヤング、アン・カッド、サリー・ハスランガー (Sally Haslanger) らの抑圧概念をそれぞれ詳細に検討し、「抑圧の単一的理論」(univocal theory of oppression) を提示することを目指す。彼女によれば、カッドの抑圧概念は排除的であり、ハスランガーの抑圧概念は包摂的すぎる。そこで、ヤングが抑圧の一つとして提示した「無力化」概念とフィリップ・ペティット (Phillip Pettit) の「支配」(domination) 概念に依拠し、以下のように抑圧を定式化する。

抑圧は、私たちの社会的取り決めにおける不正義を指す。それぞれの集団のメンバーシップによって行為主体 A が行為主体 B に対して恣意的に干渉する能力を持ち、集団 A のあるメンバーたちが集団 B のあるメンバーたちの危害に帰結するような能力を行使するときはいつでも、集団 A は集団 B を抑圧している。しかし、抑圧の概念は特定の危害の閾値が満たされることを要するため、上述の記述を満たすすべての事例が抑圧とみなされるわけではない。(Bascara 2020: 126)

ところが、この抑圧の定式化にも問題がある。それは、行為主体 (agent) が恣意的干渉 (arbitrary interference) を行う能力を持っていないような危害や制約を抑圧から排除してしまうことである。ハスランガーは、行為主体によって行われる「行為主体的抑圧」(agent oppression) と行為主体によらない「構造的抑圧」(structural oppression) とを区別し、その両方を考慮する必要があると指摘している (Haslanger 2004: 100)。また、先述したように、ヤングも抑圧には行為主体が存在しないこともありうると論じて

7) 抑圧の基準を比較検討する研究としては、他にもエラナー・テイラー (Elanor Taylor) の議論がある (Taylor 2016)。彼女は、カッドやヤングの立場を、集団の捉え方に関して個人主義的アプローチをとるか否かという観点で比較検討している。そのうえで、いずれの立場にも形而上学的な問題があると指摘する。この議論の重要性は言うまでもないが、その議論の焦点は抑圧の捉え方ではなく集団の捉え方にあり、また、より適切な基準の提示は行われていない。それゆえ、抑圧の基準についてさらなる検討を行う必要がある。

いた (Young 1990=2020; Young 2011=2014)。バスカラはこれらの議論を踏まえたうえで⁸⁾、それでもなお行為主体を重視する。それは、彼女がペティットの「支配」概念に依拠し、それと「抑圧」を互換的な概念と捉えていることによる⁹⁾。彼女の議論は、抑圧的な行為が行われる際の行為主体性の役割を重視しており、抑圧の行為主体を特定してその責任を問うという観点では意義がある。しかし、本稿の焦点は、抑圧の行為主体を特定することではなく、また抑圧とみなされる個々の行為や実践自体の特定でもなく、抑圧を被っている人びとを特定することにある。そして、それらの人びとの「視座」を政治的決定に包摂し、個々の危害や制約の背後にある構造を問題視し、変革することを目的とする。特定の行為主体が恣意的に干渉しうる能力を持つというバスカラの条件は、ヤングが『正義への責任』で挙げたより広範な事例の包摂を困難にするが、本稿はそれらの事例も抑圧として政治的に対処される必要があるとみなしている。もちろん、行為主体を抑圧の条件から外すことに対しては、抑圧の範囲が広くなりすぎるという批判がありうるが、本稿はその範囲が狭くなりすぎることのリスクをより重く受け止める。

それゆえ本稿は、行為主体の有無は考慮せず、「抑圧である」と訴えられている危害や制約の性質に焦点を当て、抑圧の基準を比較検討する¹⁰⁾。

-
- 8) バスカラは、これまでの抑圧の議論では個人の行為主体性 (agency) が十分に論じられてこなかったと論じている (Bascara 2020: 67-68)。例外的な研究として、ハスランガーの議論は行為主体性も考慮しているとして重要視されている (Bascara 2020: 80-81)。
- 9) 彼女は、ヤングやカッド、ペティットなど、多くの論者の議論では「抑圧」と「支配」が交換可能な概念として用いられていると指摘し、それを根拠として彼女自身もそれらを互換的に扱う (Bascara 2020: 82-83)。そして、ペティットによる「支配」の説明に依拠して抑圧を概念化する。彼女によれば、ペティットの「非支配」 (= 「自由」 (freedom)) は共和主義的な観念であり、単なる干渉の不在ではなく、恣意的な根拠に基づいて干渉する能力の不在を指す (Bascara 2020: 83-88)。この「支配」概念は二つの行為主体の間の関係として理解されており、個人主義的であると批判されうる。バスカラはこの点について、ペティットが「支配」を制度的なものとしても捉えており、また恣意的干渉から保護するという国家の役割を重視していると論じ、応答している (Bascara 2020: 88-90)。
- 10) いかなる制度や慣習も行為主体の (意図せざるものも含む) 行為や実践によって維持されていることを考慮すれば、たしかに行為主体にまったく依存していない抑圧は存在しない。しかし、恣意的干渉を含む行為や実践の範囲はより限定的だと思われる。もちろん、本稿の議論は、特定の行為主体の恣意的な干渉によって引き起こされる抑圧的な行為や実践が存在することを否定するわけではないし、ハスランガーが論じる行為主体の抑圧と構造的抑圧の両方が存在するとみなしている。

2. 抑圧概念の登場と変遷

ヤングは、抑圧という概念は幅広く使用されてきたものの、その意味が明確に説明されてこなかったと指摘する (Young 1990: 39-40=2020: 56)。彼女によれば、抑圧は、伝統的な用法としては、支配的集団による専制の実行を意味し、征服や植民地支配を含意してきた (Young 1990: 40-41=2020: 57)。あるいは、それは、共産主義のような、私たちの社会とは異なった社会を説明するものとして用いられてきた。ところが、一九六〇年代と一九七〇年代のニューレフトの社会運動のなかで、抑圧概念の意味は変化した。抑圧は、必ずしも専制的な権力による強制に起因するものではなく、自由な社会における日常的実践にも起因する不正義として考えられるようになった (Young 1990: 41=2020: 58)。

アン・カッドは、同様に抑圧概念の変遷を確認しつつ、さらに過去の理論家や哲学者を参照してその用いられ方を論じている。抑圧という概念は、人間が平等であることを前提とするトマス・ホブズ (Thomas Hobbes) が登場してから、政治哲学の重要な話題となった (Cudd 2006: 5)。リベラリズムが根付いた 16 世紀から 18 世紀にかけては、政治哲学者が主に政治的抑圧と支配を指すために抑圧概念を使用してきた (Cudd 2006: 6)。ここで、リベラルな政治理論家たちは、抑圧がどのように生まれ、どのように持続するのかといった問いを提起してきた。しかし、この概念は、政府によって特定の人びとが支配されていることや、特定の宗教が容認されていないことなどを含む狭い概念であった (Cudd 2006: 7)。これに対して、19 世紀には以下の 4 つの概念的な変化が起こった (Cudd 2006: 9-10)。第一に、抑圧は、政府の領域を超えて、社会に浸透しているものであると指摘された。第二に、抑圧は、政治的支配者だけではなく、社会的慣習や伝統によっても課されている状況として捉えられる、という点も指摘された。第三に、G・W・F・ヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel) の議論に基づき、物理的・政治的な支配に加えて、心理的な支配も抑圧の重要な原因や影響の一つとみなされるようになった。第四に、経済全体の生産システムが抑圧の究極の起源となりうるというカール・マルクスの議論も、抑圧概念に大きな変化を与えた。

さらにカッドは、ヘーゲル、マルクス、J・S・ミル (John Stuart Mill) といった理論家のそれぞれの抑圧概念の意義を確認しつつ、それぞれの問

題点を指摘する。第一に、ヘーゲルは、主人と奴隷との間の抑圧的な関係、そしてそれを相互承認によって克服することについて議論している。しかし、カッドによれば、承認の概念についても、主人と奴隷が関わる生と死の闘争についても、ヘーゲルの説明は不明確である (Cudd 2006: 11-12)。第二に、マルクスは、ヘーゲルの抽象的な概念を改訂し、階級闘争のなかでの疎外 (alienation) という考えを示した (Cudd 2006: 12)。しかし、彼の理論は、経済的階級の問題のみに取り組みものであるし、リベラルな人権の必要性を十分に評価していないという問題点を抱えている (Cudd 2006: 15)。第三に、ミルは、抑圧の根本原因として法的権利の不平等な分配に焦点を当てた。彼は、女性の抑圧について、抑圧者が不平等な機会を通じて被抑圧者の欠点 (shortcomings) を作り出すこと、法律が物理的な不平等を法的権利に変換すること、抑圧を受け容れるように被抑圧者の態度や欲望を操作することを説明した (Cudd 2006: 16-17)。しかし、彼のこの議論に対しては、女性のケースに限られていること、および、法的不平等に焦点を置いているため女性の私的領域への閉じ込めによる経済的不平等を見落とし、法的構造の外部の社会的規範を評価しそこなっていることが指摘される (Cudd 2006: 17-18)。さらに、カッドは、抑圧概念に大きな影響を与えた理論として、精神分析理論も挙げている。

20世紀には抑圧の概念はさらに発展した。1970年代以降には、社会理論家や政治哲学者が多くの抑圧の事例に焦点を当ててきた。この時期に台頭した女性運動とフェミニズム理論は、承認の失敗としての抑圧というヘーゲル的な伝統、経済的平等の失敗としての抑圧というマルクスの伝統、法的平等の失敗としての抑圧というミル的な伝統、精神分析理論の伝統のそれぞれを発展させながら、女性の抑圧理論をもたらした。また、人種の少数者、民族的少数者、性的少数者、障害者に対する抑圧も議論されている。

3. マリリン・フライの抑圧概念

以上のように、抑圧概念の意味内容は変遷してきた。ヤングやカッドが用いるような新しい意味合いでこの概念を明確に論じ、理論化した論者として、マリリン・フライを挙げることができる。本項では、彼女の抑圧概念を確認する。また、彼女が捉えた抑圧概念は、ヤングの議論に引き継が

れているという点でも、本稿にとって重要である。フライの議論とヤングの議論との間の類似点・相違点については、本章第2節第2項で論じることとしたい。

フライは、抑圧という言葉の意味が無限に拡張され無意味になってしまうことを危惧し、抑圧が何を指し、何を指さないのかを明確にすることを試みる。彼女は、被抑圧者が避けることができないような構造的な力 (forces) や障壁 (barriers) として抑圧を捉える。ここで彼女は、抑圧されている人びとの特徴的な経験として、「ダブル・バインド」(double bind) を挙げる (Frye 1983: 2)。これは、その人が持つ選択肢が非常に少数に限られており、しかもそれらの選択肢のすべてがその人を罰則や非難や剥奪に晒すような状態を指す。フライは以下のような事例を挙げている (Frye 1983: 3)。女性たちは異性愛的に活動的であるか活動的ではないかという選択肢を持つが、そのどちらも彼女たちを非難や罰則やリスクに晒すことになる。もし、彼女たちが異性愛的に活動的であれば、彼女たちは、節操がない、あるいは売春婦であるとして、非難と罰則を受ける可能性がある。他方で、異性愛的活動を控えている場合には、男性たちによって嫌がらせをされたり、レズビアンであると告発されたりする可能性がある。このような状況では、限られた選択肢のなかで、どの選択肢を選んでもリスクを避けることができない。抑圧は、このような状況のことを指すのである。

さらにフライは、抑圧が構造的なものであることを強調する。彼女は、抑圧を「鳥籠」(birdcage) に喩えている (Frye 1983: 4)。この喩えは、まず、抑圧された人びとが捕らえられており、どの方向に動くことも制約されていることを表現している。また、この点に加えて、この喩えは、互いに体系的に (systematically) 関係した力と障壁のネットワークから抑圧が成り立っていることも表現している。鳥籠を構成する一つの針金を見るだけでは、どうしてその鳥が飛ぶことができないのかを理解することはできない。複数の針金はその鳥を取り囲んでいることに目を向けてこそ、その鳥が抑圧されていることを理解できるのである。ここに、抑圧を理解することが困難である理由の一つがある。この鳥籠のような性質は、マクロ視点の (macroscopic) 現象であるから、ミクロ視点からでは見ることができない (Frye 1983: 7)。

フライによれば、以上のように捉えられた抑圧の対象となるのは、個人

ではなく集団である (Frye 1983: 7)。何故ある人にこのような抑圧的な障壁があるのかを問うとき、その答えは個人の能力や失敗とは関係がない。それは、「自然」なものとして理解されたあるカテゴリーへのメンバーシップと関係があり、そのカテゴリーに属するすべての人びとがその「籠」に入れられているのである。この点から、抑圧であるかどうかを区別することができる。彼女によれば、危害や制約のなかには、抑圧であるものと抑圧ではないものがある (Frye 1983: 10)。危害や制約は、それらが特定の集団を動けなくさせる囲い込み構造の一部である場合のみ、抑圧として捉えることができる。彼女は、「男性も抑圧されている」という主張を例にとる。男性のなかには、男性も危害や制約を被っており、それゆえ抑圧されているのだ、と主張する者がいる。ところが、彼らが経験する危害や制約は、男性であることに起因するわけではない。男性自身が男性自身の利益のためにその危害や制約を定め維持している、という場合がある。また、特定の人種集団や階級に属するがゆえにそのような危害を被るという場合がある。しかし、男性であるからという理由で男性たちが危害を被っているわけではない。それゆえ、それらの事例は男性への抑圧とみなすことはできない、という。

このように、フライは、抑圧という概念を、特定の集団の構成員が被っている不正義であり、単なる個人の行動だけではなく、社会全体の構造や制度によって引き起こされているものとして論じている。

第2節 ヤングの基準とその課題

本節では、ヤングが提起した抑圧の基準を確認したうえで、その課題を示す。第一に、第1章第1節でも言及した抑圧の五つの基準は、抑圧の還元を回避するため、抑圧の複数の側面を提示しているということを確認する。第二に、抑圧概念のより古典的な議論であるフライの議論と比較し、ヤングの議論の特徴を指摘する。第三に、ヤングの抑圧の基準は、抑圧の具体的な様態に着目しており、その点で課題があることを指摘する。

1. ヤングの抑圧の基準の確認

前節で確認したように、抑圧概念は、必ずしも権威主義的な政治体制に

起因するわけではないような、より幅広い集団が被る不正義を指すものとして用いられるようになってきた。ヤングは、さらにこの概念を発展させる。

彼女が搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力という抑圧の五つの基準を提起したことは、第1章第1節で確認したとおりである。ここでは、この抑圧の基準がどのような性質のものなのかを、さらに検討する。彼女は、抑圧を単一的に理論化することはできないと考えている。たしかに、「抑圧を受けている人間はすべて、自らの才能を発達させ行使したり、自らの必要、思考、感情などを表現したりする能力に対して、何らかの制約を受けている」(Young 1990: 40=2020: 56-57)。しかし、こうした抽象的な意味を越えて、抑圧の基準の単一のセットを提示することは不可能である(Young 1990: 40=2020: 56-57)。彼女によれば、そのように抑圧を統一的な現象として構成する社会理論は、いずれかの被抑圧的集団を考慮していないか、あるいはいずれかの抑圧の方法を考慮していないのである(Young 1990: 63=2020: 90-91)。他方で、彼女の議論は、被抑圧的集団ごとに別々の抑圧システムがあると述べているわけでもない。というのも、そのように集団ごとに抑圧システムを想定した場合、異なった集団の抑圧にみられる類似性や重複に気づきにくくなるし、また、集団のすべての構成員の状況を誤って同一のものとして表象してしまうからである(Young 1990: 63-64=2020: 91)。このような理由に基づいて、彼女は、抑圧を「一群の概念と条件」(a family of concepts and conditions)として捉えるというアプローチをとっているのである(Young 1990: 40=2020: 57)¹¹⁾。

以上のような抑圧の基準がどのように適用されるかについて、彼女は以下のように論じている。この五つの基準は、個人や集団が抑圧されているかどうかを判断する基準として機能する(Young 1990: 64=2020: 90)。この基準は、その抑圧の存在を疑う他者に対して説得するための手段になるし、反対に、抑圧されているという主張に対する反論としても用いられる。そ

11) しかし、ヤングは五つの基準を提示していたものの、そのすべてが「無力化」を「共通の条件」としている、という指摘がある(Bascara 2020: 78-79)。バスカラによれば、ヤングが挙げた五つの側面は、無力な人びとが脆弱になるような五つのタイプである。例えば、周辺化されるということは、資本主義経済システムによって、価値がなく存在しないものとされることに対して無力であることを指す。しかし、ヤングの「無力化」は、専門職と非専門職という現代社会の新たな階級を念頭に置いたものであり、一般的な概念として用いられているわけではない(Young 1990: 56-57=2020: 80)。

して、この基準は、観察可能な行動や地位関係、分配やテキストその他の文化的所産の評価を通じて適用しうる、という。また、複数の抑圧の比較や、集団ごとの差異の比較も行うことができる (Young 1990: 64=2020: 91)。

本節では、まず、以上のようなヤングの抑圧概念を、フライの抑圧概念と比較検討する。そうすることで、ヤングの基準がどのような特徴を持っているのかという点を、さらに明らかにする。そのうえで、ヤングの基準が抱えている課題を指摘する。そして、次の節では、ヤングとは異なるアプローチを参照して検討する。

2. フライの抑圧概念との異同

ヤングの抑圧の基準には、フライが提示した抑圧概念と共通する側面がある。しかし、それにもかかわらず、ヤングの議論とフライの議論との間には、相違点もある。

たしかにヤングは、抑圧 (または構造的不正義) について論じる際に、マリリン・フライの「鳥籠」という表現を引用している (Young 2000: 92-93; Young 2011: 55=2020: 79)。ヤングは、このようなフライの抑圧概念を踏まえ、抑圧を構造的なものとして論じている。

しかし、ヤングは、以上のようなフライの抑圧概念を踏襲しているだけではない。彼女の議論のなかには、フライの議論とは異なっている側面もある。第一に、構造的なものとしての抑圧概念をより推し進めた結果として、「抑圧者」(oppressor) の意図や作為に依存するとは限らないものとして抑圧を捉えなおしている、という点である。第二に、より幅広い被抑圧的集団に抑圧概念を適用するために、抑圧概念の内部に複数のカテゴリーが存在することを強調している点である。

まず、第一の点についてである。フライは、抑圧を構造的なもののみなしていた。それは、複数の力や障壁が絡み合っって構成されるという意味で「構造的」と言える。しかし、彼女は、この抑圧構造の成立と維持を説明する際に、「抑圧者」の存在を想定する。彼女は、女性にとって抑圧的であるような構造は、男性によって建設され維持されていると論じる (Frye 1983: 13)。また、抑圧的な構造があるとき、人は「被抑圧者」(the oppressed) であるか、あるいは「抑圧者」の側であるかのどちらかである (Frye 1983: 14)。この議論によれば、抑圧的な構造の形成と維持において

「抑圧者」とされる集団の作為があり、すべての人が被抑圧的集団と抑圧的集団とに二分される。しかし、ヤングの議論はこの議論とは異なる。ヤングは、抑圧が存在している場合であっても、それと関連する抑圧主体としての集団が必ずしも存在する必要はない、と論じている (Young 1990: 41-42=59)。構造的な抑圧は、集団間を含んでいるものの、ある集団が意識的に他の集団を抑圧しているとは限らない。多くの個人が行うさまざまな活動が抑圧の維持と再生産に貢献しているからである¹²⁾。ヤングは、文献の多くの箇所、「抑圧者」という言葉ではなく「特権的集団」という表現を用いている。彼女は、男性など特定の集団が、女性のような別の集団と比べて特権を持つことは認めている。また、暴力や嫌がらせは特定可能な他者が意図的に起こしたものである、ということも否定しているわけではない。しかし、そのような抑圧の関係は単純なものではなく、より複雑な要因のうえに成り立っていると考えているのである。

第二に、ヤングは多様な被抑圧的集団を念頭に置いたうえで、抑圧の五つのカテゴリーを示している。フライの議論では、念頭に置かれているのはもっぱら女性の被抑圧状況であり、彼女がここで示していた事例の多くは女性（あるいはそれと対照的なものとしての男性）の事例であった。ところが、抑圧は人種や階級など、他の集団にも当てはまる状況である¹³⁾。人種や階級やセクシュアリティに関して抑圧されている集団が異なる状況にあることを踏まえると、女性の被抑圧状況のみからより一般的なものとしての抑圧を概念化するというアプローチは、説得力に欠けるように思われる。例えば、アフリカ系アメリカ人の場合には、奴隷として扱われてきたという歴史的経緯がある。あるいは、同性愛者はしばしば、性的指向を隠すことを迫られたり、存在を否定されたりすることがある¹⁴⁾。このような異なる抑圧の状況は、フライの議論では考慮されていない。この点から見ると、ヤングはより多様な被抑圧的集団を念頭において抑圧を概念化している。彼女は、特定の抑圧状況のみに依拠して抑圧を同質的なものとし

12) この点については、『正義への責任』においてより発展されている。

13) フライも、人種や階級による抑圧が存在することを認めている (Frye 1983: 16)。

14) このような集団ごとの抑圧の様式の違いは、他の論者によっても論じられている。例えば、チェシャー・カルフーン (Cheshire Calhoun) は、レズビアンとゲイに関して、人種の少数者や女性とは異なった抑圧状況にあることを指摘している (Calhoun 2000: Chap. 4)。それは特に、不可視性を強制されるような状況である。

て把握してしまうことに対する危惧を示していた (Young 1990: 64=2020: 91)。そしてそれを避けるため、ヤングは、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力といった五つの基準を示していたのである。このような抑圧理解は、よりさまざまな集団に適用できるという点で、フライの議論よりも包摂的であると言えるだろう。

3. ヤングの基準の課題

ヤングが論じている以上のような抑圧の基準には問題はないのだろうか。以下では、ヤングが提起した抑圧の基準に対する批判を確認する。

第一に、五つの基準以外の側面の存在である。ヤングは、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力という、五つの側面を提示していた。しかし、これら五つの側面のみを抑圧とみなすだけでは、不十分である¹⁵⁾。なぜなら、異なる抑圧の側面もありうるし、現在私たちが認識していないような新しい側面が将来には現れるかもしれないからである (Chen 2017: 423)¹⁶⁾。このように考えるのであれば、抑圧はさまざまな危害や制約の形態をとりうるものであり、その具体的内容はヤングが指摘した以上に幅広い可能性がある。抑圧の具体的な様態を列挙するというアプローチでは、さまざまな抑圧状況を捉えるために、そのリストをどこまでも拡張しなければならないかもしれない。次の節で指摘するように、アン・カッドなど他の論者は、抑圧が満たす単一的な条件を探求するという別のアプローチをとっている。

第二に、政治的論争の存在である。五つの基準があつたとしても、ある集団の状況がそれらの基準に当てはまると判断するかどうかは、政治的論争の対象となりうる。ある集団の構成員が五つの基準のうちどれかを被っ

15) この点については、ナンシー・フレイザーによる批判も重要である (Fraser 1997: 128)。フレイザーによれば、ヤングによる抑圧の五つの基準は、その場しのぎであり、十分に理論化されていない。この基準は、フレイザーのいう再分配の問題と承認の問題とを混同しており、また、基準が五つでなければならないという根拠もない。

16) 例えば、モートン・ドイチュ (Morton Deutsch) は、ヤングとは異なる抑圧の側面を提示している。彼は、抑圧に関与する不正義の五つのタイプとして、配分的不正義、手続きの不正義、応報的不正義、道徳的排除、文化帝国主義を挙げる (Deutsch 2006: 10)。そして、どの集団が抑圧されているのか、抑圧がいかなる形態をとるのかを特定するために、これら五つの不正義のタイプのそれぞれが検証されるべきだと述べている。

ていることを指摘したとしても、他の人びとはそうではないと認識しているかもしれない。あるいは、現状では被抑圧的集団としてみなされていない他の集団も、これらの基準に該当しようと主張するかもしれない。この点を踏まえると、抑圧の基準は、集団が自らの抑圧の主張を「正当化」(justification) するための手段となりうるが、それだけでその集団の外部の人びとから主張を認められたり、政体レベルで被抑圧的集団として認められたりするわけではない。つまり、抑圧の主張の「正統化」(legitimation) は、より広範な人々を含んだ政治的論争を経て行われる必要がある¹⁷⁾。この点については、本章の第4節と第5節で再び指摘する。

しかし、抑圧概念とその基準をさらに検討するためには、ヤングの議論のみを参照するだけでは不十分である。ヤング以外の論者は、どのような概念として抑圧を捉えてきたのか。また、どのような基準を提起してきたのか。それらを参照することによって、ヤングとは異なるアプローチが存在するということを指摘できる。それらを踏まえてこそ、ヤングの議論を批判的に再検討することができる。それゆえ、次の節では、マリリン・フライ、アン・カッドの議論を参照しながら、もう一つのアプローチを参照することとしたい。また、ピーター・ヒギンズは抑圧に関して、異なった方向性から基準を論じている。そのような議論は、「特権的集団」の構成員が被る危害や制約を抑圧ではない要因から説明するとともに、その「視座」を問いなおし、抑圧的構造の変革に寄与しうる。

第3節 抑圧の単一理論的アプローチ

本節では、抑圧の単一理論的アプローチについて検討する。第一に、アン・カッドの議論を参照し、ヤングとは別の方向性で抑圧の基準を検討しうることを確認する。この方向性を、本稿は「単一理論的アプローチ」と呼称する。第二に、これまでも参照してきたマリリン・フライの抑圧概念から、単一理論的アプローチの方向性に基づく基準を導出しうることを指摘する。第三に、フライの議論を踏まえつつさらに検討を深めている論者として、アン・カッドの議論を扱う。彼女の基準についても、ヤングと異

17) 本稿は、「正当化」(justification) と「正統化」(legitimation) とを区別している。この点については、第3章第2節第2項で詳述する。

なるアプローチで抑圧を理論化している点に意義を認めつつも、その問題点を指摘する。第四に、抑圧の基準に関連する議論として、ピーター・ヒギンズの議論を扱う。彼は、男性が被る危害や制約を、抑圧以外の理由から説明している。これは、レイウィン・コンネルの男性性に関する議論を踏まえると、抑圧の基準を明確化することに加えて、「特権的集団」の内部の複数の「視座」を明らかにするための観点として捉えなおすことができ、抑圧的な構造の変革にとっても有益である。

1. 単一理論的アプローチという方向性

本項では、抑圧概念に関する別の定式化として、ヤングの議論とは別に、「単一理論的アプローチ」という方向性があることを指摘する。この方向性は、アン・カッドによって明確にされている¹⁸⁾。カッドは、以下のように論じている。

彼女は、ヤングが一部の抑圧の還元や排除を危惧していること、そしてそれゆえに抑圧を単一的な現象としてみなすことができないと主張していることを確認している。それに対して、カッドは、抑圧の還元を回避しながらも、被抑圧的集団の単一の基準を提示しようとする。彼女によれば、抑圧についての単一的(一義的)な概念(univocal concept)が存在する(Cudd 2006: 26)。なぜなら、集団によって抑圧の発生源や影響には大きな違いがあるものの、抑圧のそれぞれが一連の特徴を共有しているからである。そのような多くの異なる被抑圧的集団に共通の根拠を提供するため、彼女は抑圧の単一的な理論を追求する。そして、抑圧を、「他の集団によって集団に行われる、正義に違反するような直接的・間接的な物質的・心理的な強制力を使用した、制度的に構造化された危害」として捉えている(Cudd 2006: 26)。このような単一的な説明によって、抑圧なのかその他の危害なのかを判断できるようになるという。

このような単一理論的アプローチは、以下で記述するように、ヤングの

18) ただし、アン・カッドが自身のアプローチを「単一理論的アプローチ」と呼称しているわけではない。しかし、彼女は、単一の抑圧概念があると指摘し、その理論化を行っている(Cudd 2006: 26)。それゆえ、本稿は、この立場を「単一理論的アプローチ」と呼ぶこととする。このような区別は本章第1節で言及したバスカラによっても行われている(Bascara 2020)。彼女は、カッドの議論を「抑圧の単一的概念」(univocal concept of oppression)、ハスランガーとヤングの議論を「抑圧の非単一的概念」として区分している。

議論と比較して、より抽象的・形式的な条件を提示している。このアプローチには、以下のような有用性があるように思われる。まず、抑圧が何であるのかに関して、それぞれの抑圧の具体的な様態ではなく、より根源的に共有されている要素を探究していることである。例えば、後述するように、カッドは抑圧の要件の一つとして制度的であることを挙げている。これは、その危害や制約の具体的な様態を指し示しているわけではない。その危害や制約が経済的なものなのか、物理的なものなのか、心理的なものなのかといった点は、規定されていない。その形式的な条件が満たされている限り、危害や制約は抑圧とみなされる。このように、具体的な様態に言及しないがゆえに、一部の抑圧の還元を回避しつつ、抑圧の基準を提起することができる。また、ヤングの基準が抱えていた、五つの側面以外の側面もあるのではないかという問題を回避することもできる。列挙された抑圧の側面に当てはまるか否かではなく、その性質やそれが満たす条件を吟味するというアプローチなのである。

以下では、この単一理論的アプローチで抑圧の基準を提起している論者として、マリリン・フライ、アン・カッド、ピーター・ヒギンズを検討する¹⁹⁾。しかし、それぞれが提起している基準に問題点があるということも指摘したい。

2. マリリン・フライの基準

アン・カッドは、自身が提示する抑圧の基準は、マリリン・フライの議論といくつかの点で類似していると述べている(Cudd 2006: 25)。それゆえ、最初に、マリリン・フライが想定している抑圧の基準を確認する。フライは、直接的にこれらの基準を抑圧の基準として列挙しているというわけではない。しかし、彼女の議論の目的は、抑圧が指す意味内容を明確にし、抑圧とそうでないものとを区別するということであった。女性が抑圧されているという言明はしばしば、「男性も抑圧されている」という主張に直面する。彼女はこのような状況を念頭に置いている。抑圧の意味がどこまでも拡張されると、抑圧という言葉は意味を失ってしまう(Frye 1983: 1)。それゆえに、抑圧の概念をより明確化する必要があるのである。このよう

19) 本章第1節で言及したバスカラの「抑圧の単一的理論」も、この方向性の議論である。

な彼女の問題関心からすれば、抑圧であるか否かを判断する基準を彼女の議論から導出することは、妥当であるように思われる。彼女の基準としては、その危害や制約が、構造的であること、集団に対するものであること、そしてそれらを行う集団やそれらから利益を受ける別の集団が存在すること、という三点が挙げられるだろう。

第一に、被っている危害や制約が構造的ということである。これは、彼女が「鳥籠」という比喩を用いて抑圧を描写したことに表れている。彼女によれば、抑圧とは、単一の制度によって引き起こされるものではない。むしろ、互いに体系的に関係した力と障壁のネットワークによるものである。このような抑圧の認識は、ヤングやカッドの議論にも共通して見られるものである。第二に、集団に所属することに対して危害や制約が加えられている、ということである。フライは、抑圧の対象を集団に限定している (Frye 1983: 7)。ここで、彼女は女性の事例と男性の事例を比較している。女性が移動を制約されているという事例では、その女性は、女性であること、つまり女性という集団に属するがゆえに制約を被っている。これに対して、男性が抑圧の根拠として挙げる危害や制約の一部は、男性であるがゆえのものではないという。それらがその男性個人に対する危害や制約である場合、あるいは人種や階級など他の集団への所属による場合には、それらは当該集団への抑圧とはみなされない。第三に、抑圧を行う別の集団が存在するという点である。彼女によれば、抑圧が存在するときには、人は、被抑圧者であるか、あるいは抑圧者の側であるか、そのどちらかである (Frye 1983: 14)。前節でも指摘したとおり、彼女は、抑圧の構造の成立と維持を説明する際に、抑圧者の存在を想定している。また、彼女は、抑圧であると主張される危害や制約が、別の集団に起因するのか、それともその集団自身に起因するのかという点を重視している。例えば、彼女は、男性の危害や制約の事例を取り上げて、以下のように論じる。彼女によれば、男性が被っている危害や制約の一部は、集団としての男性が自ら定めたものであるとみなされる²⁰⁾。それゆえに、このような危害や制約は、抑

20) 例えば、フライは「男性は泣くことができない」という主張を取り上げている (Frye 1983: 15)。「男性は泣かない」という規律は、頑強さを維持している男性たちに尊敬を与えるものである。そのため、他の男性たちから尊敬されるために、また自分自身を尊敬するために、男性によってその規律が維持されているという (Frye 1983: 14-15)。

圧ではないという。

以上のような基準は、ヤングが提示した基準とは異なっている。抑圧概念について、ヤングの方がより複雑に捉えており、また女性以外の状況も考慮しているという点は、本章の第2節第2項で指摘した。それに加えて、基準の性質が異なるということも指摘できる。ヤングの五つの基準は、抑圧の具体的な様態を規定していた。しかし、フライは、そのような具体的な様態ではなく、より抽象的で形式的な条件を提示している。彼女はたしかに、ヤングの基準では暴力や搾取に含まれているような具体的な様態を、事例として記述している。しかし、抑圧の基準としてそれらを提示しているわけではない。このような点から、彼女が提起する基準はヤングのアプローチとは異なり、単一理論的アプローチにより近い議論だと言えるだろう。

とはいえ、彼女の議論に批判されうる点がないわけではない。前節でも指摘したように、ヤングの議論と比較すると、以下の点を問題点として指摘することができる。第一に、抑圧を単純に捉えていること、第二に、女性の事例のみを念頭に置いていることである。次の項では、これらの点を踏まえて、抑圧の基準をより詳細に検討している論者として、アン・カッドの議論を検討する。彼女は、女性、人種や民族における少数者、性的少数者、障害者といった幅広い事例を参照しつつ、抑圧を単一的な概念として捉え、その基準を提示している。

3. アン・カッドの基準

カッドは、本章第1節で確認したような抑圧概念の発展の経緯を踏まえたうえで、抑圧理論が答えなければならない問いとして、以下の六つを挙げる (Cudd 2006: 21)。

1. 誰が本当に抑圧されているのか？ 抑圧によって利益を得るのは誰なのか？
2. 抑圧はどのように起こるのか？
3. (人間は自然的には大まかに平等であるにもかかわらず) 抑圧は時間を越えてどのように持続するのか？
4. 抑圧の制度的構造はどのように形成されるのか？
5. 抑圧は市民社会の不可避の特徴なのか？

6. 抑圧はどのように克服できるのか？

本章第1節第2項で確認したような古典的な議論は、これらの問いに十分に答えることができない。一方で、ヘーゲルやマルクスは集団主義的誤謬を犯しており、抑圧の解消のために個人が実践的に何をできるかを提示していない。他方で、ミルは個人主義的誤謬を犯しており、抑圧を社会的なレベルで十分に説明していない。このような古典的な議論の限界を乗り越えるために、これらの問いに対してより有用な理論が求められるのである。

カッドは、この必要性を受けて、社会現象ではあるが個人を通じて働くものとして抑圧を理論化している。そのなかで彼女は、抑圧の基準として、以下の四つの条件を示している (Cudd 2006: 25)。

1. 危害という条件 (The harm condition) : 制度的実践から生まれる危害がある。
2. 社会集団という条件 (The social group condition) : 1の抑圧的な危害とは別にそのアイデンティティが存在するような社会集団に対する社会制度または実践を通じて、危害がなされる。
3. 特権という条件 (The privilege condition) : 1の制度的実践から利益を得た別の社会集団がある。
4. 強制という条件 (The coercion condition) : 正当化されない強制または力が危害をもたらす。

カッドによれば、これらはすべて抑圧の必要条件である。つまり、これらすべての条件が満たされていれば抑圧とみなすことができ、一つでも欠けていれば抑圧とみなすことはできない。

ここで、以上で述べてきたフライやヤングの議論、あるいは他の論者の議論を踏まえつつ、カッドが示した四つの条件を再検討したい。彼女が示す条件は、全体的にはフライやヤングの議論と合致しているものとみなすことができる。しかし、一部には疑問点も生じるため、その点についてはここで修正を試みる。

第一に、危害という条件は、フライやヤングの議論と合致している。フライの議論は、構造的な危害として抑圧を捉えていた。それゆえ、カッド

が「制度的実践から生まれる危害がある」(Cudd 2006: 25)と記述していることは、フライの抑圧概念の継承として捉えることができる。しかし、カッドが「危害という条件」と命名していることについては、疑問が生じる。フライは、単なる危害と構造的な危害とを区別し、後者のみを抑圧と呼んでいた。カッドも、危害という条件については、「制度的実践から生まれる危害がある」(Cudd 2006: 25)と記述しており、単なる危害の存在ではなく、制度的な危害の存在こそが重要とみなしているようである。このように、単なる危害ではなく構造的(または制度的)な危害こそが重要であるということを明確にするためには、この第一の条件は、「危害という条件」ではなく、「制度的な危害という条件」(The institutional harm condition)と呼称する方が適切ではないか。次に、「制度的」と「構造的」との間の違いである。抑圧概念をより明確に捉えると、カッドが用いていた「制度的」(institutional)ではなく「構造的」(structural)という形容詞を用いる方が適切であるように思われる。というのも、抑圧は、必ずしも制度的であるとは限らないからである。国家によって定められた法律や制度によらず、社会的慣習による抑圧も存在することは、多くの理論家が指摘している。また、インフォーマルな抑圧は、カッド自身によっても議論されているところである(Cudd 2006: 9-10, 23)。そのような抑圧の性質を考慮すると、「構造的」と呼ぶ方がより適切ではないか²¹⁾。

第二に、社会集団という条件についてである。この条件には問題がある。たしかに、フライの議論でもそうであるように、抑圧は集団に対するものであると考えられてきた。しかし、抑圧から独立して集団が存在していることを抑圧の成立条件とみなすことに対しては、批判が挙げられる。例えば、アラシア・ヌティは異論を述べている²²⁾。カッドは、「抑圧的な危害から離れて存在する」集団に対して抑圧が行われると論じている。しかし、

21) ただし、制度のなかには、フォーマルな制度だけではなく、インフォーマルな制度も存在する。例えば、近年の新制度論では、インフォーマルな制度が果たす役割が重視され、その理論化が行われている(e.g. Azari and Smith 2012)。そのような議論を考慮し、制度を広く捉えるのであれば、「制度的」と表記することも適切かもしれない。とはいえ、本稿では、インフォーマルな慣習や規範を含むことをより強調するため、「構造的」と表記することとした。

22) バスカラも同様の指摘を行っている。危害から独立した社会的アイデンティティを持つという条件は、文化帝国主義や貧困の事例を考慮すると排他的である(Bascara 2020: 57-63)。

ヌティによれば、それらの被抑圧的集団の存在は、不正義から容易に切り離すことができない。というのも、その不正義を通して、そのような集団が作り出され再生産されているからである (Nutti 2019: 63)²³⁾。このような指摘は、ヤングの議論から行うこともできる。ヤングは、「連なりとしてのジェンダー」で、流動的な集団の捉え方を論じていた。ヤングによれば、狭義の「集団」の前提には「連なり」がある。「連なり」は、社会的環境のなかで、さまざまな障壁によって、受動的に生成された集合体である。それゆえに、「連なり」や狭義の「集団」は、その生成において、抑圧と無縁であるとは言い切れない。また、ヤングは、『包摂とデモクラシー』においても同様の議論を行っている。彼女は、集団に実体主義的アイデンティティを認めないが、同時にそこでの経験・視座が個人のアイデンティティを構成すると考えていた (Young 2000: 82)。ヤングは、抑圧について、集団か個人かという二律背反の図式で捉えているわけではない。むしろ、個人と集団は互いに結びついたものとして論じられている。このヤングの議論に依拠すると、危害や制約を被る人びとが独立した集団であるか否かという点を抑圧の基準とすることは、不適切である。

第三に、特権という条件である。カッドによれば、意図的に抑圧を行う抑圧者ではないとしても、抑圧から物理的・心理的に利益を得ている特権的集団が存在する。これも、フライやヤングの抑圧概念を受け継いだ条件である。フライは、抑圧が存在するときには、人びとは抑圧者と被抑圧者とともに二分される、と論じていた (Frye 1983: 14)。これに対して、ヤングは、抑圧主体である集団が必ずしも存在するとは限らない、と指摘していた (Young 1990: 41-42=59)。ところが、ヤングも、特権を与えられた集団が存在していることは認めている。特定の集団を抑圧主体として特定することはできないとしても、被抑圧的集団と比べて、より多くの権利や利益を持っている集団は存在する。特権的集団 (例えば男性や異性愛者) は、意識的に抑圧的な行動をとっていなくても、被抑圧的集団 (例えば女性や同性愛者) が持っていない権利 (社会的・経済的に優位であることや結婚をする

23) これは障害者の事例にも表れている。特定の社会環境のなかで、個人的な要素と社会的な要素が合わさることによって「障害」が生じ、特定の人びとが「障害者」として位置づけられるのである。別の社会環境であれば、「障害」の範囲も様態も異なるだろう。

こと)を享受していると考えることができる。カッドも、抑圧者と特権的集団とを区別して議論しているので (Cudd 2006: 25)、その点ではヤングの議論により近いと思われる。ただし、この特権を何らかの積極的な意味での利益として想定してしまうと、誤認へと導く可能性がある。例えば、同性愛者の事例を挙げよう²⁴⁾。異性愛者の人びとは、それらの人びとと比べて特権を持っているのだろうか。異性愛者の人びとは、それらの人びとへの抑圧から何らかの利益を積極的に得ているわけではない、と主張されるかもしれない。例えば、経済的利益や仕事を、それらの人びとから奪い、自分たちが享受しているわけではない、と主張されるかもしれない。しかし、それらの人びとが被っている暴力や文化帝国主義を被っていないという違いはある。このように、特権があくまでも相対的なものだと考えるならば、積極的な意味合いで利益を得ている人びとが存在しないとしても、不利益を被っている人びとが存在する場合には、特権も存在すると考えることができる。それゆえ、特権という条件は、前述の構造的な危害という条件において含意されているため、別個に設ける必要はない。

第四に、強制という条件である。カッドによれば、フライは、上述の三つの条件については認めていたが、この四つ目の条件に関しては不明確であったという (Cudd 2006: 25)。しかし、本稿の見るところ、フライも強制として抑圧を捉えているように思われる。フライは、「鳥籠」として抑圧を概念化していた。そこでは、鳥(被抑圧的集団)は周囲を針金で囲われ、どの方向に動くことも妨げられていた。また、彼女は、「ダブル・バインド」という特徴も指摘していた。これは、被抑圧的集団に属する人びとが、どの選択肢を選んでも危害を被ることを示したものである。これは、カッドのいう「強制」(coercion)にかなり近い概念なのではないか²⁵⁾。

24) 「トランスジェンダー」の場合も、同様の点を指摘できるだろう。シスジェンダーが積極的な利益としての特権を持つことはしばしば否定されるかもしれない。しかし、既存の状況では、「トランスジェンダー」であることによって就職が困難になったり、職場から追われたりする事例がある。その点で、シスジェンダーの人びとが積極的な意味での経済的利益を得ているわけではないとしても、「トランスジェンダー」が被っている不利益を免れていると述べることはできる。

25) カッドは、(特に経済的な)力が被抑圧的集団のメンバー自身の選択や意思決定を通して不平等を引き起こすことを指摘し、これを「選択による抑圧」(oppression by choice)と呼んでいる (Cudd 2006: 146)。これは、カッド自身の「強制という条件」とは矛盾しない。カッドは、女性の事例を挙げ、男性が直面していないような状況ゆえに、家庭内での役割を選択するように強制されていると論

4. ピーター・ヒギンズの基準

以上のように、本稿では、抑圧に含まれる危害や制約と、そうではない危害や制約とを区別する基準を検討してきた。しかし、それ自体が抑圧ではない危害や制約は、どのように捉えられるべきなのか。ここでは、ピーター・ヒギンズが提示した基準を通じてそれらの危害や制約を説明し、抑圧の基準をより明確にする。加えて、その観点はレイウイン・コンネルの議論を踏まえるならば、抑圧をめぐる議論のなかで、交差性を踏まえつつ新たな「視座」を可視化し、それによって既存の「視座」を変容させたり、構造の変革を行ったりする可能性を秘めている。

ヒギンズは、カッドのように抑圧の条件を提示するのではなく、危害や制約を抑圧以外の根拠から説明することによって、抑圧ではないものを区別しようとする。彼によれば、集団構成員が経験する危害が、その集団自体の抑圧以外の理由から説明される場合には、その集団は抑圧されていないとみなしうる。

ヒギンズによれば、男性たちが経験する危害や制約は、抑圧ではない。彼は、男性性が男性たちに課すこれらの危害や制約を、抑圧という概念に依拠することなく説明するために、以下の三つの仮説を示す (Higgins 2019: 8)。「遵守違反罰則仮説」(the noncompliance penalties hypothesis)、「交差性仮説」(the intersectionality hypothesis)、そして「同性愛嫌悪的侮辱仮説」(the homophobic contempt hypothesis) である。

第一に「遵守違反罰則仮説」とは、男性たちが経験する危害や制約は、男性性に反することに対して加えられるものである、という仮説である。具体的な事例としては、文化的に女性性と結びついた行動をとる男性が、嘲笑・非難されることが挙げられる。ここでヒギンズは、男性的な規範が男性によって強制されるものであるというフライの議論を踏襲している。その集団の外部からの押し付けではないので抑圧ではない、という議論である。伝統的な性別役割から社会的優位性を得ている男性たちにとって、その性別役割は「自然」であるべきものであり、維持すべきものである。

じている (Cudd 2006: 151)。雇用を選択すること自体はできるが、男女間の賃金格差ゆえに、それは悪い選択肢となっている。一方で、雇用を選ぶと賃金格差という不利益があり、他方で、家庭内での役割を選んでも不利益があるとすれば、どちらの選択肢を選んでも不利益を被ることになる。このように考えれば、その不利益は回避不可能であり、強制的であるという基準に当てはまる。

そのため、男性性に反抗する男性は、男性特権の礎の反例であるため、罰則を与えられるのである (Higgins 2019: 10)。このように考えると、男性性が一部の男性に与える危害の事例は、実際にはむしろ女性に対する抑圧の証拠であると理解されるという (Higgins 2019: 11)。一部の男性がこのような危害を被っているとしても、集団として考えれば、男性たちは男性性を強制することで利益を得ているのである。

第二に、「交差性仮説」である。彼の議論は、男性たちが経験する危害や制約は、別の集団への抑圧によって生じる、というものである。交差性とは、どのように抑圧が社会集団のメンバーによって経験されるかは、そのメンバーが他のどの社会集団に所属するかに依存する、という考えである。例えば、人種差別の存在ゆえに、黒人女性が遭遇する性差別と白人女性が遭遇する性差別の形態は異なる。ここでヒギンズは、男性の兵役について論じている。男性の兵役は男性に対する抑圧の事例としてよく取り上げられているが、男性の抑圧という説明だけでは、その負担が有色人種の男性や貧しい男性に偏って降りかかっていることを説明できない。ヒギンズによれば、兵役の負担は、男性に対する抑圧ではなく、人種的・経済的抑圧のジェンダー特定の具体化 (gender-specific instantiation of race and economic oppression) として理解することができる (Higgins 2019: 12)。ある集団 (例えば、男性) の被っている危害や制約が、別の集団 (例えば、人種的集団や経済的階級) への抑圧によってより良く説明される場合には、その集団 (例えば、男性) はそれ自体としては抑圧されていないとみなすことができる。

第三に、「同性愛嫌悪的侮辱仮説」である。これは、男性への抑圧であると思われているものが、実際にはステレオタイプ化されたゲイである (ように見える) ことに対する罰則である、という考えである (Higgins 2019: 14)。ここでは、カラフルなカクテルを注文したり、フィギュアスケートについて話したりするなど、文化的に女性性を連想させる行動をとった男性 (や少年) が、悪質な嫌がらせを受けたり、身体的に攻撃されたりすることが事例として挙げられている。ヒギンズによれば、これらの事例は、同性愛者のステレオタイプのな女々しさ (effeminacy) に対する軽蔑による。

以上のように、ヒギンズは、被抑圧的集団とみなされる集団とそうではない集団との区別に重点を置き、後者が直面している状況を別の根拠から

説明しようとする。そうすることによって、フライとは別の方向性で、被抑圧的集団の基準をより明確にしていると言える。これらの仮説に照らし合わせ、その集団に対する抑圧以外からの説明が可能であるかを検証することによって、特定の集団が被抑圧的集団であるかどうかを見極めることができる。しかし、レイウィン・コンネルの男性性に関する議論を参照すると、これらの三つの仮説は複数の男性性の間の関係性に密接にかかわっていることがわかる。すなわち、三つの仮説はすべて、男性性の内部での「ヘゲモニックな男性性」からの逸脱のサブカテゴリーあるいは類型として捉えることができる。

第一に、「遵守違反罰則仮説」についてである。これは、自らの集団が定めた規範への不服従や反逆によって危害を被ることを、抑圧から区別している。ヒギンズの議論に依拠するならば、男性と女性という集団は、この点に関して異なる状況にある。例えば、男性は男性性という規範に背いた場合には暴力の対象となるが、女性は女性性という規範に従っている場合でも背いた場合でも暴力の対象となる。女性はどちらの選択肢を選んでも危害を被るため、フライが示していたような、逃げ場のない「ダブル・バインド」を特徴とする抑圧概念に適合する。これに対して、男性は男性性に従うことで特権を享受しつづけることを選択できる。しかし、男性性の複数性を考慮すると、問題はより複雑である。コンネルは、「ヘゲモニックな男性性」という概念を提示している (Connell 2005: 77-78=2022: 100-101)。これは、他のものより文化的に上位に置かれているような、男性性のなかのある一つの形態である。多くの男性は実際には「ヘゲモニックな男性性」と合致しているわけではない。ところが、それでも優位な位置にいる多くの男性は、女性の従属からの恩恵を受けている。そのような男性性を、コンネルは「共謀的な男性性」と呼ぶ (Connell 2005: 79-80=2022: 103-104)。これらの男性性は、家父長制的恩恵を確保するような仕方で形成されており、ヒギンズが論じるような男性の在り方に合致する。しかし、危害や制約をどの程度被るのか、どの程度回避できるのかという点は、「従属的な男性性」と「周辺化された男性性」という別の男性性の場合には異なってくる。

第二の「交差性仮説」は、この点に関係する。「交差性仮説」は、男性が被る危害や制約の一部は、人種や階級といった他の属性との交差性によ

るものであるという仮説であった²⁶⁾。これは、Connellが「周辺化された男性性」と呼ぶものと合致している。人種や階級といったジェンダー秩序とは異なる他の構造との相互関係ゆえに、従属的な集団に属する男性性は周辺化され、ヘゲモニックな男性性が権威化される (Connell 2005: 80-81=2022: 104-105)。ヒギンズが挙げた兵役のような危害や制約は、男性性自体への抑圧ではなく、「周辺化された男性性」の位置づけから説明できる。

第三に、「同性愛嫌悪的侮辱仮説」についてである。これは、男性が被る危害や制約の一部は、ゲイである（ように見える）ことに対するものであるという仮説である。これは、Connellが「従属的な男性性」と呼ぶものと合致している。ジェンダー秩序は社会全体の文化的支配のなかで存在しており、異性愛男性の優位と同性愛男性の従属はその重要な事例である。同性愛的な男性性は政治的・文化的排除、虐待、暴力を受け、男性間のジェンダーの最下部に置かれる (Connell 2005: 78-79=2022: 101-103)。加えて、「従属的な男性性」に含まれるのは厳密には同性愛男性だけではなく、異性愛者の男性や少年も含まれることがある²⁷⁾。

以上のように、男性が被っている危害や制約は、男性という集団自体への抑圧以外の理由から説明できると論じられてきたが、それらは既存のジェンダー秩序のなかでの「ヘゲモニックな男性性」からの逸脱から説明されうる。男性性自体が抑圧されているのではなく、ジェンダー秩序の内部での従属的な立場や、ジェンダー秩序の外部の異なる構造との交差性ゆえに危害や制約が生じているのである。この点を考慮すると、「交差性仮説」と「同性愛嫌悪的侮辱仮説」は、「遵守違反罰則仮説」というより根源的な説明のなかに含まれるタイプとして捉えられる。ただし、ヒギンズの「遵守違反罰則仮説」は、その男性が自ら遵守違反を選択しうると想定しているが、特に「従属的な男性性」や「周辺化された男性性」の場合には、自

26) しかし、二つの被抑圧的集団に属する場合と、一つの被抑圧的集団のみに属する場合とでは、事情が異なることにも留意する必要がある。二つの被抑圧的集団に属する場合には、二つの被抑圧的集団のどちらにおいても「典型的」なメンバーとしてみなされない。それゆえに不可視性を持ち、どちらの被抑圧的集団の「典型的」メンバーとも異なる状況にある (Purdie-Vaughns and Eibach 2008)。その点を考慮すると、ヒギンズが指摘している有色人種の男性の状況は、有色人種への「典型的」な抑圧の事例として説明されうる。それに対して、交差性による「非典型的」な抑圧には、別の説明を必要とする。

27) 「トランスジェンダー」も、周りから男性として扱われる場合には、「従属的な男性性」に該当し、それゆえに危害や制約を被りうるだろう。

らの選択ゆえにその地位にあるとは言い難い。それゆえ、本稿は、本人がそれを選択した場合も、そうでない場合も含めて、この根源的な説明を「ヘゲモニックな位置からの逸脱仮説」と呼ぶ。ただし、危害や制約がこの仮説に当てはまり、当該の集団への抑圧ではないと判断されるとしても、それらの危害や制約を別の集団への抑圧の事例として捉えることはありうる。例えば、同性愛者である男性が被る危害や制約は、男性が抑圧されていることの事例とはみなせず、「従属的な男性性」から説明される。しかし、「同性愛者」という別の集団の抑圧の事例であると論証される可能性がある²⁸⁾。

以上のように、ヒギンズが提示した基準をコンネルの議論を踏まえつつ再検討すると、それ自体が抑圧とはみなされない危害や制約は、「ヘゲモニックな位置からの逸脱」から説明できる。冒頭で記述したように、このような観点は、抑圧をめぐる議論のなかで「視座」の問い直しを行うための創造的な観点として有益である。コンネルの議論は、「特権的集団」と「被抑圧的集団」のような区別を考慮しつつも、その単純な図式に収まらないような、既存の抑圧的構造での複雑な関係性を論じている。これは、「特権的集団」の「視座」を一枚岩的に捉えるのではなく、そのなかの複数の「視座」を明らかにしている²⁹⁾。ここで指摘すべきなのは、コンネルが論じた「従属的な男性性」や「周辺化された男性性」は、既存の抑圧的構造について論争を行うなかで明らかになるということである³⁰⁾。抑圧をめぐる論争のなかで、「特権的集団」のなかの「ヘゲモニック」ではない「視座」を明らかにし、既存の構造の変革を志向する側に引き込むという戦略は大きな可能性を持つ。また、「ヘゲモニックな男性性」自体も固定的なものではなく、歴史的に動的なものである (Connell 2005: 77-78=2022: 101)。

28) 本章の第4節で検討するように「トランスジェンダー」も被抑圧的集団であると論証される場合には、関連する危害や制約は「トランスジェンダー」への抑圧の事例としても捉えられうる。

29) しかし、コンネルの議論に対しては批判もある。コンネルの議論の焦点は男性内部での複数の男性性の間の関係性にあり、男女間関係性が後景化しているという指摘がある (川口 2014: 70-72)。「特権的集団」の内部の複数の立場を無批判に提示することは、「特権的集団」を強化し、既存の抑圧的構造の維持を導くという危険も抱えている。この点については、今後の議論のなかで留意する必要がある。

30) コンネルも、自身の男性性に関する議論が、女性解放運動やフェミニズムから多くを負っていると述べている (Connell 2005: xii= 2022: iv-v)。

このような既存の「視座」の変容、不可視化された「視座」の可視化、新たな「視座」の出現については、第三章でさらに検討する。

参考文献

- 河口和也 (2003) 『クイア・スタディーズ』 岩波書店。
- 川口遼 (2014) 「R.W. コンネルの男性性理論の批判的検討——ジェンダー構造の多元性に配慮した男性性のヘゲモニー闘争の分析へ」『一橋社会科学』第6巻、pp. 65-78。
- ケニー, マイケル (2005) 『アイデンティティの政治学』(藤原孝・山田竜作・松島雪江・青山円美・佐藤高尚訳) 日本経済評論社。
- 佐藤久夫・小澤温 (2016) 『障害者福祉の世界〔第5版〕』 有斐閣。
- 竹村和子 (2002) 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』 岩波書店。
- 竹村和子 (2013) 『境界を攪乱する——性・生・暴力』 岩波書店。
- 田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』 昭和堂。
- ペイトマン, キャロル (2014) 『秩序を乱す女たち?——政治理論とフェミニズム』(山田竜作訳) 法政大学出版局。
- 星加良司 (2003) 「「障害の社会モデル」再考——デイスアビリティの解消という戦略の規範性について」ソシオロギス編集委員会編『ソシオロギス』第27巻、pp. 54-70。
- 山田竜作 (2015) 「ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」——フェミニズム政治理論の視座から」『政経研究』第52巻第2号、pp. 717-746。
- Azari, Julia R. and Jennifer K. Smith (2012) "Unwritten Rules: Informal Institutions in Established Democracies," *Perspectives on Politics*, 10 (1), pp. 37-55.
- Bascara, Rachelle Dyanne (2020) *Towards a unified theory of oppression*, [Thesis] (Unpublished), Birkbeck College, University of London.
- Butler, Judith (1990) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge. (ジュディス・バトラー (1999) 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子訳) 青土社。)
- Calhoun, Cheshire (2000) *Feminism, the Family, and the Politics of the Closet: Lesbian and Gay Displacement*, Oxford University Press.
- Chen, Jason (2017) "The Core of Oppression: Why Is It Wrong?," *Social Theory and Practice*, 43 (2), pp. 421-441.
- Connell, R. W., *Masculinities*, Second Edition, University of California Press. (レイウイン・コ

- シネル (2022) 『マスキュリニティーズ——男性性の社会科学』(伊藤公雄訳) 新曜社。
- Cooper, Brittney (2016) "Intersectionality," in Lisa Disch and Mary Hawkesworth (eds.) *The Oxford Handbook of Feminist Theory*, Oxford University Press.
- Crenshaw, Kimberle (1989) "Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics," *University of Chicago Legal Forum*, 1989 (1), pp. 139-167.
- Cudd, Ann E. (2006) *Analyzing Oppression*, Oxford University Press.
- Deutsch, Morton (2006) "A Framework for Thinking About Oppression and Its Change," *Social Justice Research*, 19 (1), pp. 7-41.
- Fraser, Nancy (1997) "A Rejoinder to Iris Young," *New Left Review*, 223, pp. 126-129.
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge. (フレイザー, ナンシー (2003) 『中絶された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』(仲正昌樹監訳、キブソン松井佳子・赤枝香奈子・菊池夏野・水野英莉・村田泰子・高原幸子・内藤葉子・近藤真里子訳) 御茶ノ水書房。)
- Frye, Marilyn (1983) *The Politics of Reality: Essays in Feminist Theory*, The Crossing Press.
- Haslanger, Sally (2004) "Oppressions: Racial and Other," in Michael P. Levine and Tamas Pataki, *Racism in Mind*, Cornell University Press, pp. 97-123.
- Higgins, Peter (2019) "Three Hypotheses for Explaining the So-Called Oppression of Men," *Feminist Philosophy Quarterly*, 5 (2).
- Laclau, Ernesto (2005) *On Populist Reason*, Verso. (エルネスト・ラクラウ (2018) 『ポピュリズムの理性』(澤里岳史・河村一郎訳) 明石書店。)
- Laclau, Ernesto and Chantal Mouffe (2001) *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic politics*, Second Edition, Verso. (エルネスト・ラクラウ/シヤンタル・ムフ (2012) 『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』(西永亮・千葉眞訳) 筑摩書房。)
- Mansbridge, Jane (1999) "Should Blacks Represent Blacks and Women Represent Women? A Contingent 'Yes,'" *Journal of Politics*, 61 (3), pp. 628-657.
- Mansbridge, Jane (2005) "Quota Problems: Combating the Dangers of Essentialism," *Politics & Gender*, 1 (4), pp. 622-638.
- Mouffe, Chantal (1993) *The Return of the Political*, Verso. (シヤンタル・ムフ (1998) 『政治的なるものの再興』(千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳) 日本経済評論社。)
- Nuti, Alasia (2019) *Injustice and the Reproduction of History: Structural Inequalities, Gender*

- and Redress*, Cambridge University Press.
- Paxton, Marie (2020) *Agonistic Democracy: Rethinking Political Institutions In Pluralist Times*, Routledge.
- Phillips, Anne (2010) "What's Wrong with Essentialism?," *Distinktion: Scandinavian Journal of Social Theory*, 11 (1), pp. 47-60.
- Purdie-Vaughns, Valerie and Richard P. Eibach (2008) "Intersectional Invisibility: The Distinctive Advantages and Disadvantages of Multiple Subordinate-Group Identities," *Sex Roles*, 59, pp. 377-391.
- Stone, Alison (2004) "Essentialism and Anti-Essentialism in Feminist Philosophy," *Journal of Moral Philosophy*, 1 (2), pp. 135-153.
- Taylor, Elanor (2016) "Groups and Oppression," *Hypatia*, 31 (3), pp. 520-536.
- Weeks, Jeffrey (1977) *Coming Out: Homosexual Politics in Britain, from the Nineteenth Century to the Present*, Quartet Books.
- Waylen, Georgina (2017) *Gender and Informal Institutions*, Rowman & Littlefield International.
- Young, Iris Marion (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press. (アイリス・マリオン・ヤング (2020) 『正義と差異の政治』(飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳、河村真実・山田祥子訳) 法政大学出版局。)
- Young, Iris Marion (1995) "Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship," Ronald Beiner (eds.) *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press, pp. 175-207. (アイリス・M・ヤング (1996) 「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念に対する批判」(施光恒訳) 『思想』第 867 号、pp. 97-128。)
- Young, Iris Marion (1997) "Gender as Seriality: Thinking about Women as a Social Collective," *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton University Press, pp. 12-37.
- Young, Iris Marion (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.
- Young, Iris Marion (2001) "Activist Challenges to Deliberative Democracy," *Political Theory*, 29 (5), pp. 670-690.
- Young, Iris Marion (2005) *On Female Body Experience: "Throwing Like a Girl" and Other Essays*, Oxford University Press.
- Young (2011) *Responsibility for Justice*, Oxford University Press. (アイリス・マリオン・ヤング (2014) 『正義への責任』(岡野八代・池田直子訳) 岩波書店。)